

今後の中学校給食の在り方の方向性について

1 今後の中学校給食の方向性について

横浜市中期計画 2022-2025(素案)

政策5 子ども一人ひとりを大切にした教育の推進

学校給食法の趣旨を踏まえ、**デリバリー方式によりすべての生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた体制を確保**します。

主な施策 すべての生徒が満足できる中学校給食の実現

- ・**中学校給食の利用を原則**とし（アレルギーへの対応などによる家庭弁当の選択も可）、**デリバリー方式による供給体制の確保**と生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた準備を進めます。
- ・地産地消の推進、地域の郷土料理、行事食や生徒考案メニューなど、食材や献立を充実し、安全・安心で質の高い給食を提供することで**給食を教材とした食育を推進**します。

施策指標 中学校給食の供給体制

直近所状況：最大40%（令和4年度）

目標値：全員に供給できる体制の確保が完了（令和7年度末）

2 方向性の考え方について

(1) 「選択制」から「原則」への移行 <方向性を実現する目的>

学校給食法では、学校給食は「**生徒の心身の健全な発達に資するもの**」であり、且つ「**食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの**」とされています。このような目的を踏まえ、学校給食実施基準では学校給食は「**当該学校に在学する全ての生徒に対して実施されるもの**」とされています。また、**共働き家庭の増加などの社会状況の変化**という観点からも、給食の必要性は高まっており、令和4年6月に実施したアンケート結果でも、生徒・保護者ともに「家庭弁当を作ることを負担」だと捉えている割合が高いということが、改めて確認することができました。

これまで、現在の本市の供給体制は40%までとなっており、全員が希望しても対応できない状況がありました。今回の検討により、全生徒・教職員の**合計83,000人分の供給体制を確保できる見通しを立てることができたことから、学校給食法の趣旨を踏まえ「中学校給食の利用を原則」と**します。

【参考】学校給食法関係法令

○学校給食法（抜粋）

第1条 ～略～学校給食が**児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの**であり、かつ、児童及び生徒の**食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの**～略～

第8条（略）

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に**努めるもの**とする。

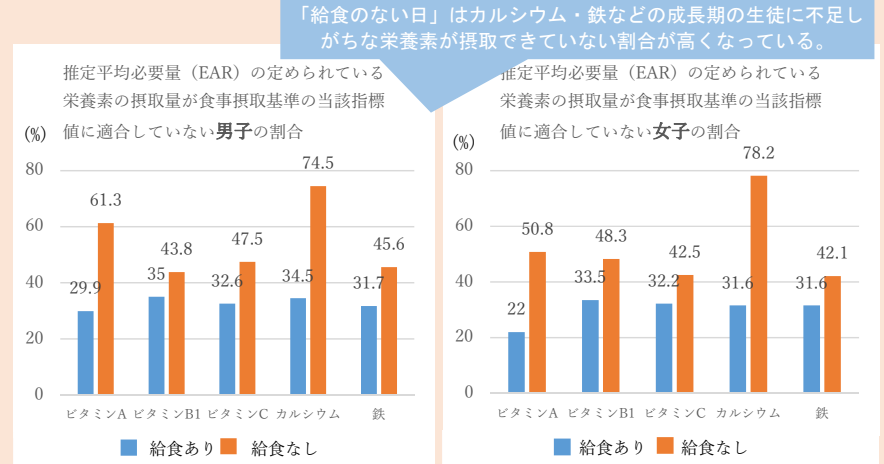
○学校給食実施基準（抜粋）

第1条 学校給食は、これを実施する学校においては、**当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるもの**とする。

【参考データ1】学校給食による栄養摂取の必要性

国の調査によれば、「**給食のない日**」は「**給食のある日**」と比較して**必要な栄養を摂取できていない割合が高い**、という結果もあります。

<参考>「文部科学省の学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者会議（令和2年12月）」を基に作成



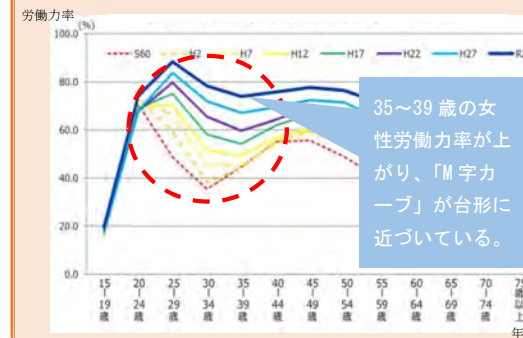
【参考】「文部科学省の学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1405481.htm

【参考データ2】社会状況の変化（共働き世帯の増加）

「令和2年度国勢調査 就業状態等基本集計結果 横浜市の概要」によると、**M字カーブの底となっている35～39歳の女性の労働力率は73.9%と前回（平成27年）から6.9ポイント上昇**しています。また**女性の「正規の職員・従業員」の割合が上昇し、共働き家庭の増加も進んでいます**。

<参考>令和2年国勢調査 就業状態等基本集計結果 横浜市の概要（抜粋）

○女性の年齢別労働力率*の推移（昭和60年～令和2年）



※15歳以上人口に占める労働力人口の割合

女性「正規の職員・従業員の割合」

令和2年：48.3%

↑
平成27年：45.3%

最年少の子どもが6歳～14歳における「夫婦とも就業」世帯の割合

令和2年：60.4%

↑
平成27年：56.9%

(2) 実施方式について 〈方向性を実現するための手段〉


【実施方式の検討にあたっての検討項目・考え方】

- ① 全生徒・教職員の合計、**約 83,000 人の供給体制を確保**する
- ② 現在のデリバリー型給食の契約期間が終了する**令和 7 年度末を見据え、実現可能な方式・手法を検討**する
- ③ 新たな給食の開始時期は、**極力全市一律に実施**する
- ④ 公平性・効率性の観点から、**給食の提供内容は、地域毎・学校毎で差が生じないようにする**
- ⑤ 将来にわたり持続可能な事業となるよう、**民間事業者の活用**や**市有地を活用する際は歳入を見込む**など、**将来的な財政負担を極力少なく**する

本市は**政令市最大の生徒・教職員数**を抱えていると同時に**一人当たりのグラウンド面積が最も狭いことが特徴**で、市会でも長きにわたり様々な議論を重ねてきましたが、**全生徒・教職員 83,000 人分の供給体制を確保することが、本市にとって一番の課題**でした。

現在のデリバリー型給食の契約期間が終了する令和 7 年度末を見据えた「**実現可能性**」や、「**実施時期や提供内容で差が生じない**」、「**配膳時間を極力短くし教育活動の時間を確保する**」という生徒への教育的観点に加え、将来にわたり持続可能な事業としていくためには、**長期的な財政負担を極力少なくする**、**少子高齢化が進む中で将来の生徒数への増減に柔軟に対応できる手法**であることが重要だと考えます。このような状況や実現可能性を総合的に勘案し、**本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式を選択**しました。なお、**デリバリー方式であれば、全生徒・教職員分の供給体制が確保できる見通し**です。

【令和 8 年度に向けた事業者公募スケジュール（イメージ）】

	現在のデリバリー型給食	令和 8 年度以降の提供に向けた準備
令和 4 年度		方針決定
令和 5 年度		事業者公募・決定
令和 6 年度		<u>工場新設等準備期間（最低 2 年）</u>
令和 7 年度		
令和 8 年度		新たな契約による給食提供開始

※令和 4 年 12 月に中期計画（原案）の議決を得られた場合の想定

(3) 「原則」の範囲について 〈方向性の実現に向けた制度設計〉

学校給食法の趣旨や社会状況の変化等を踏まえると、生徒の成長を支えるために、そして、子ども達の将来の食生活を豊かにするためにも、好き嫌い等に関わらず栄養バランスのとれた給食をより多くの生徒に届ける事は市の責務だと考えています。**供給体制の確保が完了する令和 8 年度から、中学校給食の利用を「選択制」から「原則」に移行**します。

一方で、例えば、食物アレルギーで除去食の対応ができない生徒については、家庭弁当の持参を可とするなど、様々な事情を持つ生徒・ご家庭に対しては十分に配慮する必要があると考えています。他都市では、デリバリー方式であってもアレルギー対応の専用調理室において卵・乳のアレルギー対応を行っている事例もありますので、これらの事例を参考にしながら、外部有識者等のご意見や事業者へのサウンディング調査などを通して、対応策について引き続き検討してまいります。

3 「新しい横浜の中学校給食（仮称）」の実現に向けて

(1) 生徒に満足してもらえる給食を目指して

デリバリー方式には他の方式と比べ、「**バラエティに富んだ献立を提供できる**」、「**配膳時間を短くできる**」、「**民間事業者の力を最大限活用することで財政負担を軽減できる**」「**将来の生徒数の増減にも柔軟に対応できる、持続可能な供給体制を構築できる**」という特徴があります。こうした特徴を最大限生かして、「新しい横浜の中学校給食（仮称）」を実現するための検討・準備を進めます。

「新しい横浜の中学校給食（仮称）」の実現に向けて

おいしく
ワクワク

「**副菜の献立改善**」や余ったおかずを活用した「**おかわり**」等による「**一人ひとりに合わせた量の調節**」等、今まで以上に「**楽しい給食時間**」を目指します。※**温かいおかずの提供**については、引き続き検討します。

時間の確保

配膳時間を短くできる特徴を活かし、「**食べる時間の確保**」「**食育の推進**」「**放課後活動の充実**」など、限られた学校での時間を有効活用できるよう、ハード面、ソフト面で**配膳環境の充実**を目指します。

民間活力
の活用

民間事業者の力を最大限活用することで、**財政負担を軽減**し、**地域での雇用を創出**します。また、**将来の生徒数の増減にも柔軟に対応できる、持続可能な供給体制を構築**します。

(2) 食育の更なる推進

アンケート調査結果では、**中学校給食の意義や食育に関する取組について生徒に十分理解されていない事や、栄養バランスを重要視する生徒ほど、給食の満足度が高い傾向**だということが分かりました。

今後は、地産地消の推進、地域の郷土料理、行事食や生徒考案メニューなど生徒の学びにつながる献立の作成に加え、**各学校の実情に合わせて活用可能な食育の学習教材の作成や、教職員研修の実施など、幅広く食育の推進**を行ってまいります。

また、中学生や教職員だけに留まらず、保護者や市民に向けても、家庭や地域での食育を推進する環境づくりにつながるように、**Instagram をはじめとした SNS や広報誌など様々な媒体を活用して中学校給食の取組や食に関する情報の発信**などを行ってまいります。

4 今後のスケジュールについて

9 月～	(次期中期計画素案へのパブリックコメント)
10 月～	(サウンディング調査 〈第 2 回目〉) ⇒デリバリー方式での参入意欲、アレルギーへの対応、量の調整、温かい状態での提供に関するアイデア等を確認
12 月	・常任委員会報告 (次期中期計画原案とあわせて、 今後の中学校給食の在り方* を公表) ※方向性を踏まえた目指すべき将来像、実現に向けたロードマップ 等 ・第 4 回市会定例会本会議 (次期中期計画の議決)